

# 第1編 危機管理総論

## 第1章 東京都の危機管理

### 第1 非常時の組織体制

- 1 東京都災害対策本部
- 2 教育庁、各所及び学校の災害対策本部
- 3 教育庁災害対策本部の構成
- 4 教育庁災害対策本部の対応業務一覧

## 第2章 学校危機管理マニュアル

### 第1 目的、基本方針等



## 第1章 東京都の危機管理

東京都では、「帰宅困難者対策条例」を平成25年4月に施行し、災害時の一斉帰宅を抑制するため、企業等に従業員の3日分の食糧等の備蓄を努力義務とした。

さらに、東京都防災会議は、「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年公表）」及び「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（平成25年公表）」を令和4年5月に修正し、東京都における防災計画の基本となる「東京都地域防災計画（震災編）」を令和5年に修正している。

## 第1 非常時の組織体制

## 1 東京都災害対策本部

東京都は、都の地域に地震災害が発生した場合、災害対策基本法、東京都災害対策本部条例、同条例施行規則、東京都災害対策本部運営要綱及び東京都地域防災計画（震災編）の定めるところにより、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、東京都災害対策本部（以下「都本部」という。）を設置する。

## (1) 都本部の設置

- ア 知事は、都の地域について大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動の推進を図るため必要があると認めるときは都本部を設置する。ただし、夜間休日等の勤務時間外において震度6弱以上の地震（島しょを除く。）が発生した場合は、都本部を自動的に設置する。
- イ 都本部を構成する局の局長（教育長を含む。以下同じ。）又は地方隊長の職にある者は、都本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理監に都本部の設置を要請する。
- ウ 危機管理監は、イによる要請があったとき、その他都本部を設置する必要があると認めた場合は、都本部の設置を知事に申請する。

## (2) 都本部設置の通知等

- ア 本部長（知事）は、都本部が設置されたときは、直ちにその旨を各局長及び地方隊長並びに国（総務省消防庁）に通知する。また、必要があると認めたときには、区市町村長、陸上自衛隊、厚生労働大臣、国土交通大臣、隣接県知事等にも通知する。
- イ 政策企画局長は、都本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。
- ウ 本部長からの通知を受けた局長等は、本部の設置について、所属職員に周知徹底する。

ア 東京都災害対策本部の組織図

根拠	災害対策基本法第23条第8項（昭36法律第223号） 東京都災害対策本部条例（昭37条例第110号）
目的	知事は都の地域について大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動の推進を図るために必要があると認めるときは本部を設置する。
組織	<p style="text-align: center;">災害対策本部の組織</p> <p>本部長室</p> <p>本部長 (知事)</p> <p>副本部長 (副知事) (警視總監) (消防總監)</p> <p>本部派遣員</p> <p>①指定地方行政機関 ②陸・海・空の各自衛隊 ③区市町村 ④指定公共機関 ⑤指定地方公共機関 ⑥本部長が特に必要と認める団体の長、代表者等</p> <p>《直接指揮》</p> <p>本部員 (危機管理監)</p> <p>事務局</p> <p>本部員 (各局の長)</p> <p>本部員 (本部長が指名する職員)</p> <p>《総合調整》</p> <p>本部連絡員調整会議</p> <p>本部連絡員</p> <p>防災会議</p> <p>即時対応会議</p> <p>現地派遣所</p> <p>現地災害対策本部</p> <p>小笠原地方隊 八丈地方隊 三宅地方隊 大島地方隊</p> <p>収用委員会事務局 監査事務局 労働委員会事務局 人事委員会事務局 選挙管理委員会事務局 教育庁 下水道局 水道局 交通局 会計管理局 港務局 建設局 中央卸売市場 産業労働局 福祉保健局 東京消防庁 警視庁 環境局 住宅政策本部 都市整備局 生活文化スポーツ局 主税局 デジタルサービス局 財務局 スタートアップ・国際金融都市戦略室 子供政策連携室 政策企画局</p>

## イ 都本部における教育庁職員

都本部における本部員等の指定及び役割は次のとおりである。

- 本 部 員： 教育長  
本部長（知事）の命を受け、局の事務を掌理する。  
都災害対策本部会議の審議等に参加する。
- 本 部 連 絡 員： 総務部広報統計課長、福利厚生部福利厚生課長  
発災後東京都防災センターに常駐し、本部と教育庁の連絡調整に当たる。  
本部員を助け、都災害対策本部会議に参加し、教育庁との連絡のための通信要員を活用する。
- 本 部 員 代 理： 本部員（教育長）が参集するまでの間、本部員の代理として都災害対策本部会議等に参加する。本部の指示や計画に基づく応急対策について職員を指揮するなど、本部員の職務を代理する。  
教育庁においては、①課長級以上の本庁職員の中から②自宅から都庁本庁舎まで、おおむね2時間以内に徒歩で参集できる者を、あらかじめ本部員代理として指定している。
- 通 信 要 員： 総務部広報統計課の職員の中から、あらかじめ教育長が指定する4名をもって充てる。本部連絡員を助け、本部と教育庁総務部総務課間の連絡を担当する。

【 東京都災害対策本部における教育庁の役割 】（東京都災害対策本部条例施行規則第8条より）

- 1 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること。
- 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。
- 3 文教施設の点検、整備及び復旧に関すること。
- 4 避難所の開設及び管理運営に対する協力に関すること。
- 5 災害時における他の局の応援に関すること

(3) 東京都応急対策本部について

大型の台風など、大規模風水害の発生のおそれがある場合、都内に最も影響を及ぼす概ね48時間から24時間前に応急対策本部を設置することとされている。

以下のいずれかに該当する場合において、知事が特に必要があると認めたときに設置される。

ア 暴風、大雨、津波、高潮又は洪水の警報が発せられたとき。

イ 利根川、荒川又は多摩川に指定河川洪水予報が発せられたとき。

ウ 水防警報が発せられたとき。

エ 大雨、津波、高潮又は洪水の注意報が発せられた場合等で災害の発生のおそれがあるとき。

オ 局地的災害が発生したとき。

その他「東京都応急対策本部」に関する詳細は、別添資料3-11「東京都応急対策本部運営要綱」のとおり。

## 2 教育庁、各所及び学校の災害対策本部

東京都災害対策本部が設置されたタイミングで、教育長は教育庁災害対策本部を開設する。

### (1) 教育庁災害対策本部

#### ア 教育庁災害対策本部の開設

- ① 教育庁災害対策本部の場所は、都庁第二本庁舎16階南側（総務部総務課）とする。
- ② 教育庁災害対策本部の開設準備及び開設に必要な事務は、総務部総務課が行う。

#### イ 本部の所掌事項

- ① 教育庁の職員態勢に関すること。
- ② 児童・生徒等の救護、安全確保に関すること。
- ③ 被害状況に関すること。
- ④ 応急復旧対策に関すること。
- ⑤ その他災害対策に関すること。

#### ウ 本部長及び副本部長

- ① 教育長を教育庁災害対策本部本部長とし、次長を教育庁災害対策本部副本部長とする。
- ② 教育長は教育庁災害対策本部を総括し、次長はそれを補佐する。
- ③ 教育長が不在のときは、次長、総務部長の順位で職務を代理する。

#### エ 本部の構成

- ・ 教育長（本部長）
- ・ 次長（副本部長）
- ・ 教育庁の各部長
- ・ 総務部総務課長
- ・ 教育庁の各部長が指名する職員
- ・ 通信要員（あらかじめ指定された総務部所属の課長代理級職員）

#### オ 本部の運営

- ① 本部長は、イの所掌事項について審議する必要があるときは、本部会議を招集する。
- ② 本部長は、特に必要があると認めたときは、本部の構成員以外の者に対し、本部会議への出席を求めることができる。
- ③ 会議の庶務は、総務課が行う。

#### カ 危機管理主管部課長等の参集

震度5強を観測した場合、災害即応態勢を取る必要があり、危機管理部課長等は本庁に参集する。

### (2) 教育事務所・教育庁出張所・学校経営支援センター・所（以下「所」という。）及び都立学校の災害対策本部

#### ア 所及び都立学校の災害対策本部の開設

教育長は、教育庁災害対策本部の開設と同時に、所及び都立学校の長に「(所名を冠した) 災害対策本部」の開設を指示する。

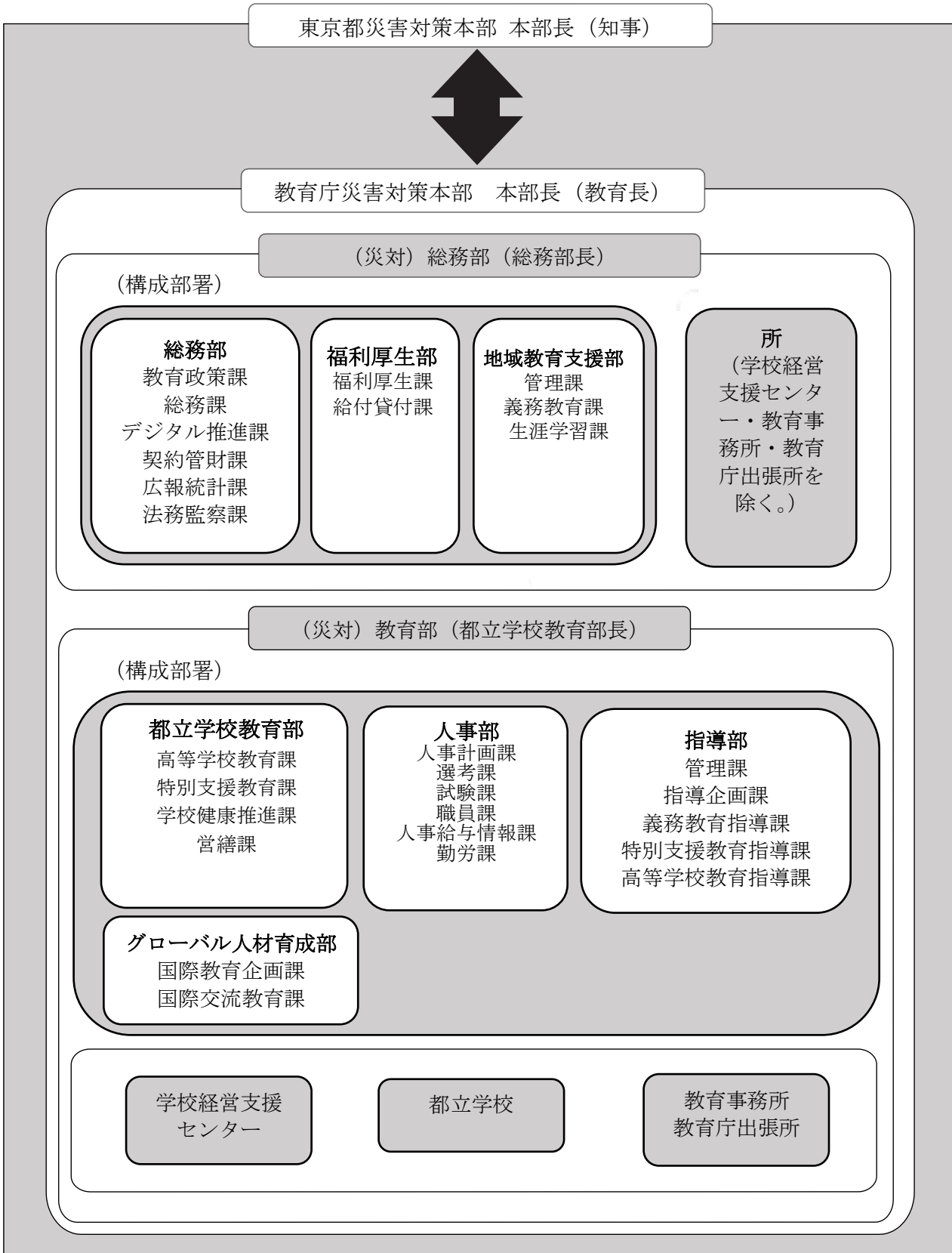
#### イ 組織

所長・都立学校の校長を「(所名又は校名を冠した) 災害対策本部長」とする。

所長・都立学校の校長が不在の場合は、所においてあらかじめ定められている職務代理順位に従い、職務を執ることができる者が、同本部長の職務を代理する。

### 3 教育庁災害対策本部の構成

東京都災害対策本部が設置されたときの教育庁における各部・課、学校及び事業所等の構成は以下のようになる。





#### 4 教育庁災害対策本部の対応業務一覧

教育庁災害対策本部の分掌事務を円滑かつ迅速に遂行できるように、教育庁各部各課等が発災時にどのような役割を担うのか、その概要を示した。

部	課	発災後 3 日間	発災後 4 日以降	
		応急対策	学校再開準備・学校再開	
総務部	教育政策課		授業の再開に向けての復興計画の策定	
	① 東京都教育委員との連絡調整		① 同 左	
	② 緊急の予算措置・会計		② 同 左	
	③ 総務課連絡体制の支援		③ 同 左	
	・文部科学省との連絡		・同 左	
	・都議会議員との連絡		・同 左	
	総務課	① 教育庁及び総務部の非常時対応総括		① 同 左
	② 教育庁災害対策本部の運営		② 同 左	
	③ 所災害対策本部設置の指示		③ 同 左	
	④ 都立学校との災害時等緊急連絡システムを活用した連絡		④ 同 左	
	⑤ 都災害対策本部との連絡調整		⑤ 同 左	
	・都災害対策本部の指示授受及び情報収集		・同 左	
	・被災状況等の報告		・同 左	
	⑥ 各局との連絡		⑥ 同 左	
	・児童・生徒等の救援・救護に係る要請等		・同 左	
	・ライフライン情報収集、確保要請等		・同 左	
	・緊急車両等の出動要請等		・同 左	
	⑦ 事務局職員の支援要員調整等		⑦ 同 左	
	⑧ 局内他の部課に属しない事項		⑧ 同 左	
			⑨ 局の文書及び予算事務	
			⑩ 物資の調達	
	デジタル推進課	① 基盤システムの維持		① 同 左
		② 情報の収集		② 同 左
		③ 総務課連絡体制の支援		③ 同 左
				④ オンライン学習の実施に向けた支援
	広報統計課	① 課長は本部連絡員の業務を担う。		① 同 左
		② 広報及び広聴		② 同 左
		・局内の連絡調整		・同 左
		・情報の収集及び報道対応		・同 左
	法務監察課	① 教育庁事業所に対する連絡及び調整 図書館・社会教育会館・研修センター・相談センターとの連絡調整・情報収集		① 同 左
	契約管財課	① 物品購入、工事及びその他の契約		① 同 左
		② 非常時の教育財産の取得、管理及び処分に		② 同 左

		係る連絡調整	
		③ 非常時の校地等の設定、変更、管理保全	③ 同 左

部	課	発災後 3 日間	発災後 4 日以降
		応急対策	学校再開準備・学校再開
福 利 厚 生 部	福利厚生課	① 課長は本部連絡員の業務を担う。	①同 左
		② 福利厚生部の非常時対応総括	②同 左
		③ 総務部総務課の緊急連絡体制及び局本部の応急対策業務支援	③ 職員の健康管理 教職員住宅の修繕等応急復旧対処
	給付貸付課	① 共済業務の確保（本部等関係機関との連絡調整、組合員資格確認業務、短期電算復旧業務） ② 総務部総務課の緊急連絡体制及び局本部の応急対策業務支援	① 同 左 ② 同 左

地 域 教 育 支 援 部	管理課	① 地域教育支援部の非常時対応総括	① 同 左
		② 社会教育関連機関との連絡調整・情報収集	② 同 左
		③ 災害ボランティア拠点对応調整（生活文化スポーツ局）	③ 同 左
		④ 応急救援事項の検討及び措置準備	④ 同 左
	義務教育課	① 児童・生徒等の被災状況などの区市町村教育委員会との連絡及び被害情報把握（これに係る教育事務所、教育庁出張所等との連絡を含む。なお、他部の所管に係るものを除く。）	① 同 左
		② 国庫補助金に関する国との連絡調整	② 同 左
	生涯学習課	① 社会教育施設の被害状況等情報収集	① 同 左
		② 災害ボランティア拠点对応調整	② 同 左
		③ 応急救援事項の検討及び措置準備	③ 同 左

都 立 学 校 教 育 部	高等学校教育課	① 都立学校教育部の非常時対応総括	① 同 左
		② 都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校、都立高等学校及び学校経営支援センターとの連絡調整・情報収集	② 同 左
		③ 都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校及び都立高等学校の生徒の安全確認並びに施設等の被害状況、授業打ち切り、臨時休校等措置状況の把握	③ 同 左
		④ 応急救援事項の検討及び措置の準備	④ 応急教育実施場所の確保、応急教育に必要な教材教具等の調達、配給等
			⑤ 施設設備の点検整備及び応急復旧、避難所開設に対する協力
			⑥ 授業料等の減免、
	特別支援教育課	① 都立特別支援学校及び学校経営支援センターとの連絡・調整	① 同 左
		② 都立特別支援学校の児童・生徒等の安全確認及び施設等の被害状況、授業打ち切り、臨時休業等の措置状況の把握	② 同 左
		③ 都立特別支援学校に対する応急救援事項の検討及び措置の準備	③ 応急救援の措置 ・ 応急教育実施場所の確保、応急教育に必要な教材教具等の調達、配給等 ・ 施設設備の点検整備及び応急復旧、避難所開設に対する協力

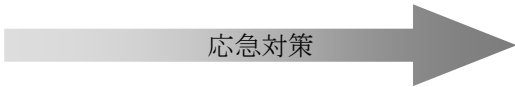

			・授業料等の減免、
--	--	--	-----------

部	課	発災後 3 日間	発災後 4 日以降
		応急対策	学校再開準備・学校再開
都立学校教育部	学校健康推進課	① 児童・生徒等の心身の健康被害の状況把握	① 同 左
		② 救急医療の対応状況把握と支援要請	② 学校衛生環境の復旧・保持
			③ 健康管理、保険衛生指導、感染症防止
			④ 学校給食再開準備・運営指導
			⑤ 心のケア対処
	営繕課	① 施設設備の被害状況調査	① 同 左
② 応急危険度判定への対応		② 同 左	
③ 都立学校及びその他教育施設の修繕等応急復旧に係る調整		③ 都立学校及びその他教育施設の修繕等応急復旧対処	

人事部	人事計画課	① 人事部の非常時対応総括	① 同 左
	選考課	① 情報管理の徹底 ② 他課の応援	①② 同 左
	試験課	① 情報管理の徹底 ② 他課の応援	①② 同 左
	職員課	① 学校勤務職員の安否確認（総務課業務を補充）	①②③ 同 左
		② 都立学校及び区市町村立学校教職員の災害対応勤務の状況把握と服務指導等	
		③ 学校勤務職員の支援要員調整等	
人事給与情報課	① 情報管理の徹底 ② 他課の応援	①② 同 左	
勤労課	① 災害対応の勤務時間及び時間外勤務従事の状況把握と服務に関する指導等	① 災害対応の勤務時間及び手当に関する指導等	

指導部	管理課	① 指導部の非常時対応総括	① 同 左
		② 災害ボランティア拠点对応調整（生活文化スポーツ局）	② 教育相談センターの応急業務調整準備
			③ 学用品等の給与
	指導企画課	① 被災状況に応じた臨時教育課程の検討・調整	① 同 左
			② 心のケア指導の企画及び調整
	義務教育指導課	① 被災状況に応じた臨時教育課程の検討・調整	① 同 左
			② 心のケア指導の企画及び調整
	特別支援教育指導課	① 被災状況に応じた臨時教育課程の検討・調整	① 同 左
			② 心のケア指導の企画及び調整
高等学校教育指導課	① 被災状況に応じた臨時教育課程の検討・調整	① 同 左	
	② 高校生の災害復旧活動や救命救急活動への参加・支援	② 同 左	
		③ 心のケア指導の企画及び調整	

人材育成部	国際教育企画課	① グローバル人材育成部の非常時対応総括	① 同 左
	国際交流教育課	① 応急教育の準備	① 応急教育の実施支援

部	課	発災後3日間	発災後4日以降
		 応急対策	 学校再開準備・学校再開
教育 事務 所 ・ 教育 庁 出 張 所	教育事務所	① 市町村立小・中学校被災児童・生徒等の保護及び安全確保（安否情報の収集を含む。）	① 同 左
		② 学校勤務職員の安否確認及び健康管理	② 同 左
		③ 災害対応勤務及び勤務時間外業務従事者の状況把握とサービス指導等	③ 災害対応勤務及び勤務時間外業務従事者の状況把握とサービス指導及び手当対処
		④ 応急教育計画の準備及び学校運営支援	④ 応急教育計画実施支援及び学校運営支援
		⑤ 市町村教育委員会及び教育庁各部との調整	⑤ 同 左
			⑥ 教科書その他の学用品の給与
	教育庁出張所	① 町村立小・中学校被災児童・生徒等の保護及び安全確保（安否情報の収集を含む。）	① 同 左
		② 学校勤務職員の安否確認及び健康管理	② 同 左
		③ 災害対応勤務及び勤務時間外業務従事者の状況把握とサービス指導等	③ 災害対応勤務及び勤務時間外業務従事者の状況把握とサービス指導及び手当対処
		④ 応急教育計画の準備及び学校運営支援	④ 応急教育計画実施支援及び学校運営支援
		⑤ 市町村教育委員会及び教育庁各部との調整	⑤ 同 左
		⑥ 文化財保護施設の被害状況確認	⑥ 教科書その他の学用品の給与

所	教職員研修センター、図書館、教育相談センター	① 施設利用者の安全指導及び応急救護	① 同 左
		② 施設整備の安全点検、応急対処	② 同 左
		③ 関係所及び教育庁所管部との連携	③ 同 左
		④ 広域ボランティア活動拠点開設の協力	④ 同 左
	学校経営支援センター	① 学校支援体制確保	① 同 左
		② 災害情報収集、本庁各部との連絡調整	② 同 左
		③ 被災児童・生徒等の保護及び安全確保	③ 同 左
		④ 都立学校職員の災害対応勤務の状況把握とサービス指導等	④ 同 左
		⑤ 学校経営支援センターにおける施設設備の安全点検、応急対処	⑤ 同 左
		⑥ 管轄校における施設設備に係る罹災状況把握	⑥ 同 左
		⑦ 応急教育準備支援	⑦ 応急教育計画の作成と実施支援
		⑧ 区市町村による避難所開設への協力支援災害対応勤務及び勤務時間外業務従事者の状況把握とサービス指導等	⑧ 同 左
		⑨ 災害対応勤務及び勤務時間外業務従事者の状況把握とサービス指導及び手当対処	

学 校	各都立学校	① 危機管理計画に基づく体制確保	① 同 左
		② 被災児童・生徒等の保護及び安全確保（安否確認）	② 同 左
		③ 災害情報収集、教育庁本庁各部及び学校経営支援センターとの連携	③ 同 左
		④ 施設設備の安全点検	④ 施設設備応急復旧
		⑤ 食料給与	⑤ 応急教育実施場所の確保
		⑥ 応急教育の準備	⑥ 応急教育計画の作成と実施

	⑦ 区市町村による避難所開設への協力	⑦ 避難所開設への協力
	⑧ 一時滞在施設の開設	⑧ 教科書その他の学用品の給与
		⑨ 災害時帰宅支援ステーションの開設

## 第2章 学校危機管理マニュアル

### 第1 目的、基本方針等

#### 1 マニュアルの目的

都の地域及びその周辺地域等において危機事案が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）を中心に都民の生命、身体への被害の防止・軽減を図るため、主として都立学校を対象に東京都教育委員会が実施すべき危機管理対策の具体的な取組等に関する基本的方針を示し、共通事項を明らかにするものである。

#### 2 基本方針

- (1) 児童・生徒等の生命、身体の安全を確保することを方針の第一とする。大震災や風水害など自然災害のみならず、不審者の侵入、新型インフルエンザ等の感染症、テロ・NBCR災害、弾道ミサイル等、様々な危機に対し柔軟に対応し、児童・生徒等や都民を守る。
- (2) 主として都立学校において常に危機管理体制を必要とする事象を取り上げた。はじめに、重点と考える震災対策を記述し、次にその他の危機事象について示すという構成としている。  
危機事象の全てを網羅しているものでないが、震災対策の記述等を柔軟に応用して全ての危機事象に対処するものとして位置付けている。
- (3) 震災発生時の初動体制の要となる①情報連絡体制②教職員の参集については、対応を具体的に示すことにより、危機管理意識を深め、体制を強化するものとする。